

運航基準

平成 26 年 7 月 31 日
平成 30 年 1 月 19 日改訂
令和 4 年 7 月 23 日改訂
令和 4 年 9 月 21 日改訂
令和 6 年 11 月 1 日改訂
令和 6 年 12 月 23 日改訂
令和 7 年 5 月 7 日改訂
令和 7 年 7 月 1 2 日改訂
令和 7 年 1 0 月 2 8 日改訂
株式会社ジール

目次

- 第 1 章 目 的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、東京湾内周遊航路及び横浜港内周遊航路及び琵琶湖周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
東京湾内	15m/s 以上	1.2m 以上	500m 以下
横浜港内	15m/s 以上	1.2m 以上	500m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 15m/s 以上	波高 1.2m 以上
-------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.2m 以上又はうねり

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転又は避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 15m/s 以上	波高 1.2m 以上
-------------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認められるときは、基準航行を中止し、当直態勢の強化の有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500m 以下

5 船長は1項に掲げる条件に達しないときでも潮汐表及び栈橋にある係留杭の潮位標識を調べ、航路筋の各橋梁下の船上空間が次に掲げる条件に達していると認められるときは、発航を中止しなければならない。

(1) 橋梁下と船上との空間が、空船状態で30cm以下

(着岸の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定付近の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、目的地での着岸を中止し、適宜の地点での反転又は避泊その他の適切な措置をとらなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
東京湾内及び横浜港内	15m/s 以上	1.2m 以上	500m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第5条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を点検簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

(運航中止の可能性)

雨量が1 mm以上の際、視界が確保できない船舶を運用させる場合は運航管理者及び船長の相談の上、運航を中止にする可能性がある。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 離着岸配置
- (2) 通常航海当直配置

(運航基準図等)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、次表のとおりとする。

(汽船ジーフリート)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3.0 ノット	430 rpm
微速	5.0 ノット	740 rpm
半速	7.0 ノット	1060 rpm
航海速力	12.13 ノット	2100 rpm

(汽船ニフティーフィフティーツー)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	4.0 ノット	500 rpm
微速	6.0 ノット	700 rpm
半速	10.0 ノット	1050 rpm
航海速力	20.0 ノット	2100 rpm

(汽船ゼンフリート)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2.0 ノット	700 rpm
微速	2.9 ノット	1000 rpm
半速	5.4 ノット	2250 rpm
航海速力	8.7 ノット	3600 rpm

(汽船カノン、ルーク)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2.0 ノット	700 rpm
微速	4.5 ノット	1500 rpm
半速	7.0 ノット	3000 rpm
航海速力	15.0 ノット	5500 rpm

(汽船 KOHAKU)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	1.5 ノット	600 rpm
微速	4.0 ノット	1000 rpm
半速	7.0 ノット	3000 rpm

航海速力	14.0 ノット	5500 rpm
------	----------	----------

(汽船 ORIGAMI)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	4.0 ノット	700 rpm
微速	5.0 ノット	1000 rpm
半速	8.0 ノット	1500 rpm
航海速力	10.0 ノット	2500 rpm

(通常連絡等)

第10条 各発着所又は本社の運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長又は船内作業員は、到着10分前となったときは、運航管理補助者又は陸上作業員に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 着岸予定時刻
- (2) 運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 運航管理者（船長）は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する発着所	携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は発着所	携帯電話

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸前、棧橋手前100m 等、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長（運航管理者）及び運航管理補助者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。